

東京大学百五十年史編纂室内規

平成31年3月22日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される百五十年史編纂室（以下「編纂室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 編纂室は、東京大学（以下「本学」という。）における百五十年史編纂に向け、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 百五十年史の内容、構成及び刊行形態の検討
- (2) 編纂方針の策定及び編纂実施に係る連絡調整
- (3) 編纂のための資料収集及び調査

(組織)

第3条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、室の業務を統括する。
- 4 副室長及び室員は、本学の教職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
- 5 副室長は、室長を補佐する。

(庶務)

第4条 室の庶務は、関係部署の協力を得て、本部総務課において処理する。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施し、平成32年度中に見直しを行うものとする。